

神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業
募集要項等の修正及び本施設利用者の識別方法について

平成 15 年 8 月 4 日
神戸大学施設部企画課

1. 募集要項等の修正

平成 15 年 5 月 13 日に公表、平成 15 年 7 月 7 日に一部修正いたしました「募集要項」「資料 1 要求水準書」「資料 2 事業者選定基準」「資料 3 事業契約書(案)」「資料 4 基本協定書(案)」「資料 5 様式集」の内容につきまして、次のとおり修正いたします。

また、本日付(平成 15 年 8 月 4 日付)で、当該修正文書につきまして修正後の内容に差し替えておりますのでご注意ください。

(1) 契約担当官の変更

7 月 25 日付で、神戸大学事務局長が交替したことに伴い、募集要項等に規定する契約担当官を変更いたします。

なお、当該変更については、以下の募集要項等の修正文において記載しておりませんが、募集要項等は変更後の内容に差し替えております。

また、参加希望者及び応募者におかれましては、「資料 5 様式集」には契約担当官宛となっている様式が複数あり、申請書等を提出される際は特にご注意ください。

変更前(下線部は変更部分)	変更後(下線部は変更部分)
契約担当官 神戸大学事務局長 <u>木島 令己</u>	契約担当官 神戸大学事務局長 <u>阪内 宏一</u>

(2) 募集要項

< 修正の趣旨 >

平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格者の登録申請を受け付けることに伴い、資格等要件を追記します。

また、募集要項に関する質問を受け修正いたします。

項目番号	頁	項目名	修正前(下線部は修正部分)	修正後(下線部は修正部分)
4	(1) 3) (7)	9 各業務に当たる者の資格等要件	文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務(追加)に係る有資格者として登録されている者であること。	文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務の名簿又は平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

項目番号			頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
4	(1)	3) (ホ)	9	各業務に当たる者の資格等要件	平成 5 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物（駐車場に限らない）の設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を選任で配置できること。	平成 5 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物（駐車場に限らない）の設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。

(3) 資料 1 要求水準書

< 修正の趣旨 >

緊急車両の動線変更（平成 15 年 7 月 7 日付で公表済の内容）に伴い該当箇所を修正します。

項目番号			頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
	1	(7) 1)	7	緊急車両等との動線処理	・上記の基幹・環境整備で整備される構内道路及び事業実施敷地内の構内道路は、 <u>緊急車両（主に救急車）</u> 、 <u>既存施設の管理車両及び事業実施敷地西側の駐車場（23 台）</u> を利用する自動車の進入・退出路として共用する（資料 6 参照）。	・上記の基幹・環境整備で整備される構内道路は、 <u>緊急車両（主に救急車）の進入・退出路として共用する（資料 6 参照）</u> 。また、 <u>事業実施敷地内の構内道路は、既存施設の管理車両及び事業実施敷地西側の駐車場（23 台）</u> を利用する自動車の進入・退出路として共用する。

(4) 資料 2 事業者選定基準

< 修正の趣旨 >

募集要項の修正に伴い事業者選定基準の該当箇所を修正いたします。

項目番号			頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
3	(3)	(7)	4	各業務に当たる者の資格等要件	文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務（追加）に係る有資格者として登録されている者であること。	文部科学省において平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務の名簿又は平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
3	(3)	(ホ)	4	各業務に当たる者の資格等要件	平成 5 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物（駐車場に限らない）の設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を選任で配置できること。	平成 5 年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、自走式立体駐車場又は下記に示す規模及び構造の建築物（駐車場に限らない）の設計業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。

(5) 資料3 事業契約書(案)

< 修正の趣旨 >

事業契約書(案)に関する質問を受け修正いたします。

条項		項目名	修正前(下線部は修正部分)	修正後(下線部は修正部分)
第1条	第23号	定義	「融資機関」とは、本件事業を実施するための資金を事業者に融資する <u>金融機関</u> をいう。	「融資機関」とは、本件事業を実施するための資金を事業者に融資する <u>機関</u> をいう。
第55条	第2項	本件施設の工事完工日前の解除	前条又は前項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、大学に対して、建設工事相当分(提案書類の資金計画に記載される事業費総額(自己資本金額と金融機関からの融資額の合計額。以下単に「建設工事相当分」という。)のうち設計・建設工事に相当する額)の100分の10に相当する違約金を大学に対して支払うものとする。	前条又は前項により本契約が解除された場合、事業者は、特段の合意がない限り、大学に対して、建設工事相当分(提案書類の資金計画に記載される事業費総額(自己資本金額と融資機関からの融資額の合計額。以下単に「建設工事相当分」という。)のうち設計・建設工事に相当する額)の100分の10に相当する違約金を大学に対して支払うものとする。
第57条	第5項	大学の債務不履行による契約終了	前2項の規定は、事業者の大学に対する損害賠償請求を妨げないものとする。大学が事業者に対して支払う損害賠償額は、 <u>金融機関</u> から融資を受けるに要した費用、弁護士費用を含むものとし、合理的に説明可能な額とする。	前2項の規定は、事業者の大学に対する損害賠償請求を妨げないものとする。大学が事業者に対して支払う損害賠償額は、 <u>融資機関</u> から融資を受けるに要した費用、弁護士費用を含むものとし、合理的に説明可能な額とする。
第58条	第2項	大学による任意解除	(追加) 2 本件施設の工事完工日以後において、前項により本契約が解除された場合、建設工事相当分を維持管理・運営期間で均等償却し、本契約終了時点における残存価格を本件施設の取得代金として支払う。当該支払については、事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。 (追加)	2 <u>前項の規定に基づき本契約が終了した場合、大学は、事業者に対し、当該終了により事業者が負担した費用及び当該終了により基本協定締結から本契約の終了までの期間に事業者が被った損害額を事業者に対して賠償する。</u> 3 本件施設の工事完工日以後において、前項により本契約が解除された場合、建設工事相当分を維持管理・運営期間で均等償却し、本契約終了時点における残存価格を本件施設の取得代金として支払う。当該支払については、事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。 4 <u>前2項の規定は、事業者の大学に対する損害賠償請求を妨げないものとする。大学が事業者に対して支払う損害賠償額は、融資機関から融資を受けるに要した費用、弁護士費用を含むものとし、合理的に説明可能な額とする。</u>

条項		項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
第 62 条	第 2 項	運営期間終了後の本件施設の運営・維持管理	大学及び事業者は、前項に規定する協議の時点で、運営期間終了後も引き続き本件施設の健全性が保たれ、本件施設を維持管理及び運営することができる場合、大学は、本契約終了時までに、維持管理及び運営業務に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を事業者と新たに締結することができるものとする。	大学及び事業者は、前項に規定する協議の時点で、運営期間終了後も引き続き本件施設の健全性が保たれ、本件施設を維持管理及び運営することができる場合、 <u>（削除）</u> 本契約終了時までに、維持管理及び運営業務に関する委託契約（以下「委託契約」という。）を <u>（削除）</u> 新たに締結することができるものとする。

（ 6 ）資料 5 様式集

< 修正の趣旨 >

募集要項の修正に伴い様式集の該当箇所を修正いたします。

また、様式集に関する質問等を受け修正いたします。

項目番号	頁	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
1	4	共通事項	<u>（追加）</u>	<u>・金額を記載する場合は、特に断りがある場合を除き、消費税を含めた金額を記載して下さい。</u>

様式 No	項目名	修正前（下線部は修正部分）	修正後（下線部は修正部分）
様式 3	参加資格確認申請書	平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務 <u>（追加）</u> に係る有資格者として登録されている者であることを証する書類の写し（設計及び工事監理に当たる者）	平成 14・15 年度設計・コンサルティング業務の名簿又は平成 15・16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であることを証する書類の写し（設計及び工事監理に当たる者）
様式 7	設計実績	<u>延床面積</u> （3 箇所）	<u>駐車場の形式</u> （3 箇所）
様式 55	資金調達計画 - 資金調達明細書 -	（3）借入金明細表（表中） <u>金融機関</u> 注）3 . 出資者名及び金融機関名は可能な範囲で具体名を記入して下さい。具体名を記入することが困難な場合でも、想定される <u>金融機関名</u> や業種等をできる限り具体的に記入して下さい。	（3）借入金明細表（表中） <u>融資機関</u> 注）3 . 出資者名及び融資機関名は可能な範囲で具体名を記入して下さい。具体名を記入することが困難な場合でも、想定される <u>融資機関名</u> や業種等をできる限り具体的に記入して下さい。

2. 本施設利用者の識別方法

応募者の提案内容にもよりますが、本事業の運營業務において、外来患者及びその付き添いの者、入院患者及びその付き添いの者、入院患者の見舞いのために来院した者等とを識別する必要があると思われます。

かかる識別方法について、大学は、外来患者等に関する情報を開示する用意があります。

具体的には、診察券を使用し、事業者が設置する精算機から本院情報系システムにアクセスし、本施設利用者が当日受診したか否か（当日の受診経歴）を確認する方法が考えられます。この際、事業者側で本院情報系システムとのアクセス工事に要する費用を負担していただくことになります。

なお、上記の識別方法は、大学が考える識別方法であり、応募者の提案を制約するものではありません。